

## ● 建設リサイクル法の対象工事

実施予定の建設工事等が「(1) 工事の規模」以上であり、かつ「(2) 対象建設資材の廃棄物が発生する」又は「(2) 対象建設資材を使用する」場合は対象建設工事となります。

### (1) 工事の規模（施行令第2条）

工 事 の 種 類		規模の基準		適用様式
建築物	建築物の解体	床面積の合計	80 m <sup>2</sup>	別紙2
	建築物の新築・増築	床面積の合計	500 m <sup>2</sup>	別紙3
	建築物の修繕・模様替え（リフォーム）	請負代金の額	1 億円	〃
建築物以外	建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額	500 万円	別紙4

\* 対象工事の範囲は…請負契約により行われる工事は、契約ごととなります。

…自主施工により行われる工事は、工事の規模によるもののほか、この工事を請負者に施工させた場合の請負代金相当額となります。

例1) 一つの契約で、「建築物の解体(90m<sup>2</sup>)」「建築物の新築(130m<sup>2</sup>)」を行う場合

→ 「建築物の解体(90m<sup>2</sup>)」に係る工事内容が、対象建設工事となります。

例2) 一つの建設工事で、「建築物の新築工事(600m<sup>2</sup>)」「外構(建築附帯以外)工事(600万円)」の二つの請負契約がある場合

→ 「建築物の新築工事(600m<sup>2</sup>)」に係る工事内容が、対象建設工事となります。

→ 「外構(建築附帯以外)工事(600万円)」に係る工事内容も、対象建設工事となります。

### (2) 対象建設資材（施行令第1条）

次の建設資材（特定建設資材）が用いられている建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する建築物等の新築工事等（修繕工事など含む）であること。

- 特定建設資材とは
- ① コンクリート
  - (H14.5.30 時点) ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
  - ③ 木材
  - ④ アスファルト・コンクリート

\* 上記資材の使用料・発生量の多少は関係がありません。（少量でも対象となります）

\* 対象となる「特定建設資材の種類」は、施行令第1条で定められています。

## ○特定建設資材の例（主な建設資材）

特定建設資材の名称	主な建設資材の名称
○コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無筋コンクリート、鉄筋コンクリート</li> <li>・ コンクリート平板、U字溝等二次製品</li> <li>・ コンクリートブロック(JIS A 5406)</li> <li>・ コンクリート製インターロッキングブロック</li> <li>・ 間知ブロック</li> <li>・ テラゾブロック(JIS A 5411)</li> <li>・ 軽量コンクリート</li> </ul> </li> <li>* 対象とならないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セメント瓦(JIS A 5411)</li> <li>・ モルタル</li> <li>・ ALC版(JIS A 5416)</li> <li>・ 窯業系サイディング（押し出し形成版）(JIS A 5422)</li> <li>・ 普通れんが(JIS R 1250)</li> <li>・ 繊維強化セメント板（スレート）(JIS A 5430)</li> <li>・ 粘土瓦(JIS A 5208)</li> <li>・ タイル</li> <li>・ 再生砕石（RC-40、RM-40 など）</li> </ul> </li> </ul>
○コンクリート及び鉄から成る建設資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PC版(JIS A 5372)</li> <li>・ コンクリート平板、U字溝等二次製品</li> </ul> </li> </ul>
○木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材</li> <li>・ 合板(JAS)</li> <li>・ パーティクルボード(JIS A 5908)</li> <li>・ 集成材（構造用集成材）(JAS)</li> <li>・ 繊維板（インシュレーションボード、MDF、ハードボード）(JIS A 5905)</li> </ul> </li> <li>* 対象とならないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竹</li> <li>・ 樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）</li> <li>・ 木質系セメント板（木毛、木片）(JIS A 5404)</li> </ul> </li> </ul>
○コンクリート・アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対象となるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改良アスファルト舗装</li> </ul> </li> <li>* 対象とならないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスファルト・ルーフィング</li> </ul> </li> </ul>